

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北海道総合通信網株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、民間事業者にとって採算性を見込むことが極めて困難な条件不利地域と考える。</p> <p>このため、本来、公正な競争環境のもと、民間事業者によりインフラ整備を行うことが基本であるが、条件不利地域と考える未整備エリアにおいては、公的支援の投入を行い、光ファイバ以外の高速通信手段なども有効に活用しつつ地域事情などに応じた合理的なインフラ整備を行うことが必要と考える。</p> <p>更に、公的支援の投入により投資インセンティブは確保されるものの、運用開始後のランニングコストについて需要が少ない地域では、採算ベースに乗らないケースも想定される。</p> <p>そのため、整備面における初期投資への支援措置に加え、ランニングコストの軽減によりブロードバンドサービスが継続的に利用できる支援策を講じる必要があると考える。</p> <p>また、公正な競争環境のもと、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、ドミナント事業者が利用する公的支援により整備したインフラを公正・公平に利活用できる措置についても必要と考える。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供を図っていくことが重要と考える。</p> <p>また、更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える。</p> <p>加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグループにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境に歪みが生じていると考える。</p> <p>そのため、市場支配力を観点とする更なるドミナント規制の強化について検討されるべきと考える。</p>

